

告 示

埼玉県告示第二百八十七号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県上尾市大字堤崎四百四十三番地十一

浦本 美洋子

二 取消年月日

平成二十八年三月一日